

白河市電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金のご案内

- この給付金は、令和5年度住民税が非課税の世帯、均等割のみ課税世帯または、家計急変世帯を支援する新たな給付金です。
- 受給するには、手続き（お知らせの確認、または申請）が必要です。

	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	家計急変世帯
支給額	1世帯あたり3万円	1世帯あたり1万円	1世帯あたり3万円 ※均等割のみ課税世帯の1万円を受給済みの場合は2万円
支給対象	令和5年6月1日時点で白河市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯	令和5年6月1日時点で白河市に住民登録があり、令和5年1月以降、世帯全員の収入または所得が予想せず住民税非課税相当まで減少した世帯	令和5年6月1日時点で白河市に住民登録があり、令和5年1月以降、世帯全員の収入または所得が予想せず住民税非課税相当まで減少した世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割のみ課税の世帯 ・均等割のみ課税の方と非課税の方の世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ※非課税世帯3万円を受給した世帯は対象外 ※1年間の収入及び所得見込額が非課税相当限度額を上回る場合は対象外
手続き	<p>「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」が届きます。「申請書兼請求書」の世帯は申請が必要です。</p> <p>「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」は7月下旬に順次郵送予定。</p> <p>※令和5年度住民税が非課税の世帯または均等割のみ課税世帯であるが「支給のお知らせ」または「申請書兼請求書」が届かなかった世帯は、申請が必要です。</p> <p>【申請書兼請求書の提出期限】 令和5年10月31日（当日消印有効）</p>	<p>申請が必要です</p> <p>「家計急変世帯用申請書兼請求書」等の配布先は、市役所社会福祉課、各庁舎、各行政センターです。</p> <p>事前にコールセンターにご相談し申請してください。</p> <p>【提出期限】 令和5年10月31日（当日消印有効）</p>	<p>申請が必要です</p> <p>「家計急変世帯用申請書兼請求書」等の配布先は、市役所社会福祉課、各庁舎、各行政センターです。</p> <p>事前にコールセンターにご相談し申請してください。</p> <p>【提出期限】 令和5年10月31日（当日消印有効）</p>
支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・「支給のお知らせ」の場合は、その中で振込予定日をお知らせします。 ・「申請書兼請求書」の場合は、市が申請を受理した日から、3週間が目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家計急変世帯用申請書兼請求書」を市が受理した日から、3週間が目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家計急変世帯用申請書兼請求書」を市が受理した日から、3週間が目安です。

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度の住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯

(1) 「支給のお知らせ」が届いた世帯（申請は不要です）

- 本給付金の支給対象世帯であり、過去の給付金（令和3年度または令和4年度に支給された給付金（給付額10万円、5万円、1万円）その他の過去に給付された給付金）を受け取った世帯で、世帯主や世帯員等に**変更のない方は、申請は不要です。**
- 本給付金の支給を希望しない方や、「支給のお知らせ」に記載の振込口座を変更される方は、届出が必要です。下記の給付金コールセンターまでご連絡ください。

(2) 「申請書兼請求書」が届いた世帯（初めて本市の給付金を受給する世帯、以前の給付金を受け取った際と世帯主や世帯員等が変わった世帯など）

(3) 「支給のお知らせ」、「申請書兼請求書」が届かなかった世帯（令和5年1月2日以降に転入した方や申告が必要にもかかわらず未申告の方を含む世帯など）

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 「申請書兼請求書」が届いた世帯は、内容を確認して、必要書類を添えて**令和5年10月31日（当日消印有効）までに返信**してください。
- 「支給のお知らせ」、「申請書兼請求書」が届かなかったが、対象となると思われる方は、**令和5年10月31日（当日消印有効）までに「申請書兼請求書」に必要書類を添えて提出**してください。「申請書兼請求書」はホームページからダウンロード、またはお問い合わせいただければ、郵送で交付します。

※世帯の中に住民税の申告が必要にもかかわらず「未申告」の方がいないかご確認ください。

※令和5年1月1日時点の住所が、白河市以外の世帯主・世帯員がいる場合は、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する証明書（住民税非課税証明書、課税証明書等）を添付してください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 申請する場合は、事前に、下記コールセンターに相談してから、「家計急変世帯用申請書兼請求書」に必要書類を添えて申請してください。

世帯	家族構成例	住民税非課税相当 収入限度額 (給与収入の場合)
1人	申請者本人が単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
2人	本人+配偶者(1名)を扶養している場合、 本人+扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
3人	本人+配偶者(1名)+扶養親族(1名)を扶養している場合、 本人+扶養親族(2名)を扶養している場合	168.0万円
4人	本人+配偶者(1名)+扶養親族(2名)を扶養している場合、 本人+扶養親族(3名)を扶養している場合	209.7万円
5人	本人+配偶者(1名)+扶養親族(3名)を扶養している場合、 本人+扶養親族(4名)	249.7万円



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！自宅や職場などに市、県や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや白河警察署（電話：0248-23-0110）か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ（土・日・祝日を除く）

白河市電力・ガス・食料品等価格
高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-112192

受付時間 平日9:00~17:00